



必ず受けなければ
いけない、
時がある。



要再検査・**要治療**と結果が出た方、
受けるなら、今です。

生活習慣病は自覚症状がなく、自覚症状が出た際には重症化している可能性が高いです。

病気の早期発見・予防にもなりますので、健康診断の結果で要再検査・要治療と結果が出た方はすみやかに受診しましょう。

労働安全衛生法に関すること 事業者は労働者の健康診断の結果について異常所見があると判定された労働者に対し、健康を保持するために医師へ意見を聴かなければならないとされています。

 **全国健康保険協会 滋賀支部**
協会けんぽ

公益社団法人 滋賀労働基準協会

滋賀労働局

一般社団法人 滋賀県トラック協会